規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和元年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$W_{22} = 0.045$

$W_{23} = 0.044$

$W_{24} = 0.044$

$W_{25} = 0.044$

$W_{26} = 0.043$

$W_{27} = 0.042$

$W_{28} = 0.0422$

$W_{29} = 0.0010$

$W_{30} = 0.00025$

$W_{元} = 0.00030$

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相

項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る都道府県の負担金（平成 21 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$W_{21} = 0.065$

$W_{22} = 0.045$

$W_{23} = 0.044$

$W_{24} = 0.044$

$W_{25} = 0.044$

$W_{26} = 0.043$

$W_{27} = 0.042$

$W_{28} = 0.0010$

$W_{29} = 0.0010$

$W_{30} = 0.00025$

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除